

## 書類審査

令和元年度 スポーツ振興補助金 評価表 NO. 55

所管部課名	スポーツ課	担当者	新開 稚子					
事務事業名	競技スポーツ推進事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱、スポーツ振興補助金交付要領							
補助経過年数	16年以上20年以下							
令和元年度 予算額	10,000千円	国県支出金 千円	一般財源 千円	その他 10,000千円	その他の内容 スポーツ振興基金			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	九州大会・全国大会出場派遣助成回数		150件	令和6年度				
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市スポーツ振興基金運営委員会							
補助対象経費	スポーツ振興基金運営委員会の事務局費、派遣助成費、大会開催助成費							
補助対象事業・活動の内容	県内または九州地区等の予選大会で、県代表としての権利を獲得した団体及び個人及び九州・全国中学校体育連盟主催の大会に、県および九州代表として出場する選手・監督及び本市で開催される全国大会、九州大会その他これらに準じる大会開催経費。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	令和元年度 10,000千円							
上記項目の積算方法	事業費の積上げ、積算により算出							
補助を 受ける 3年 の事業 (団体 等)の 決算 状況	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	45	0.0%	12	0.0%	18	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	45	0.0%	12	0.0%	18	0.0%
		市補助金	9,213,775	100.0%	13,506,025	100.0%	12,693,300	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	9,213,820	100.0%	13,506,037	100.0%	12,693,318	100.0%
	支出	事業費	9,195,900	99.8%	13,487,400	99.9%	12,673,300	99.8%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	17,875	0.2%	18,625	0.1%	20,000	0.2%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	9,213,775	100.0%	13,506,025	100.0%	12,693,300	100.0%
	支出計/前年度支出計				146.6%		94.0%	
自己資金/前年度自己資金				26.7%		150.0%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		126		144		167		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成28年度「現状のまま継続」 ・学生や一般などの区分に応じた補助率の見直しを検討されたい。 【前回評価への回答】一般の補助率の変更、一般の補助限度額の見直しを行った。 【事業のPR方法】市HPへ掲載。小学校、中学校、高校に補助金の概要を発送 【費用対効果】九州大会、全国大会助成団体数は増加し、効果が出ている。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】スポーツの振興と競技力向上が図られている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	県内・九州の予選を勝ち抜いた個人・団体が、九州大会・全国大会に出場することで、スポーツ振興及び競技力向上が図られている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	スポーツの競技力向上を目的に、県大会・九州大会を勝ち抜いた個人・団体が九州大会・全国大会に出場することで、市民のスポーツ参加を促進し、スポーツの普及振興と競技力向上に繋がっており、補助は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	市民のスポーツ推進、普及並びに健全な育成に適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	九州大会・全国大会に出場する個人・団体に旅費・宿泊費の一部補助や、大会開催の費用の一部を補助することで、市民のスポーツ振興と競技力向上を図ることとしており、行政以外が行うのが適切である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金として支出することにより、運営委員会組織での活動がより広範囲に機能するため、補助金等の交付が最も妥当であると考えられる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	九州大会・全国大会に出場する個人・団体の旅費・宿泊費の一部補助(小・中学生・高校生…旅費：25%、宿泊費：九州大会2,600円、全国大会2,900円、上限30万円、一般…旅費10%、宿泊費：九州大会2,600円、全国大会2,900円、上限20万円)とし、大会開催の1/2以内とする助成内規により支出している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	<p>〈今後の改革の方向性〉</p> <p>■現状のまま継続</p> <p>□見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 □充実</p> <p>□移管・統廃合</p> <p>□縮小</p> <p>□休止・廃止</p>	外部評価結果	<p>〈視点別評価〉</p> <p>公益性 ⇒ □高い □低い</p> <p>必要性 ⇒ □高い □低い</p> <p>有効性 ⇒ □高い □低い</p> <p>適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い</p>
	<p>〈上記方向の理由〉</p> <p>平成30年度において、スポーツ振興基金の一般の補助率(25%→10%)の変更や、一般の補助金限度額を(30万円→20万円)へ見直したところであり、継続する考えである。</p>		<p>〈今後の改革の方向性〉</p> <p>□現状のまま継続</p> <p>□見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 □充実</p> <p>□移管・統廃合</p> <p>□縮小</p> <p>□休止・廃止</p>
	<p>〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉</p>		<p>〈まとめ〉</p>

## スポーツ振興補助金交付要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げるスポーツ振興補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助事業等の要件)

第2条 スポーツ振興補助金の交付を申請したスポーツ振興基金運営委員会が実施する事業は、市民のスポーツ参加を促進し、スポーツの普及振興と競技力の向上を図るものでなければならない。

## (補助金の額)

第3条 スポーツ振興補助金の額は、予算で定める額のうち次条に定める経費の合計額とする。

## (補助対象経費)

第4条 スポーツ振興補助金は、市民のスポーツ振興に要する経費で次の各号に掲げる経費について交付する。

## (1) 事務局費

ア 報償費

イ 旅費

ウ 需用費

エ 役務費

オ 使用料及び賃借料

## (2) 派遣助成費

## (3) 大会開催助成費

## (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

## (交付の申請)

第5条 スポーツ振興補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

## (交付の基準)

第6条 スポーツ振興補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前1号に掲げる場合のほか、当該申請者にスポーツ振興補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 スポーツ振興基金運営委員会は、補助事業等が完了したときは、直ちに規則第15条に定める補助金等実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 前2号に掲げるほか市長が必要と認める書類

(効果の測定)

第8条 スポーツ振興補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標等を用いて測定するものとする。

- (1) 当該補助事業者等が自ら行った評価、当該補助事業等の公益性、必要性、効果等に関する結果
- (2) 実施事業等に係る参加者数
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる指標等

(補助事業者等の責務)

第9条 スポーツ振興補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。